



2020年8月 No.96

浴室上屋部分が撤去された御所の湯

五月臨時会（5月21日）



議会

城崎温泉供給条例の一部を改正する条例の制定について（発議1号）

れるとともに、温泉を特別に使用に供することができます。特別負担の出資が含まれているとされています。

（提案者） 駒井博行 議員
（賛成者） 久保田一三議員
城崎温泉供給条例の一部を改正する条例は賛成多数で可決されました。

本案は新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、温泉を供給する施設において、令和2年4月から6月までの間温泉休止届が提出されたものとみなして、温泉使用料（量）の基本料金を半額減免するものです。

反対討論（要旨）

湯島財産区は温泉使用料が収入の大部分を占め、3月以降の収益は全く見込めない状況です。その中で町民のために3湯を営業し、まだ赤字がこの上に重なっていると思います。温泉使用料の基本料金を50%にした場合に合計735万円の減収となります。城崎の温泉使用料の基本は、城崎町史を見ると、内湯騒動を経て、各旅館に温泉が供給される際の配湯施設の整備や維持管理を見込み、固定財産と設定さ

賛成討論（要旨）

やはり旅館というものが城崎温泉の観光の入口です。旅館にお客様が来られない、旅館がなくなると外湯や財産区の経営において今よりも大きな被害をもたらすことになります。これはただ一業種への軽減とかいう意味ではなく、城崎温泉また豊岡市や但馬に影響することだと思います。今後第二波、第三波が来ることが予想される中で、しっかりと旅館を守って、その旅館を守ることが果てはこの城崎温泉、湯島財産区の財政を守ることにつながると思いますので、賛成とさせていただきます。

湯の華だより

(久保田一三議員) 旅館がこういうことで潰れるようなことがあった場合には風評被害等かなりほかの面で大きな影響が出ると思います。新型コロナウイルスが終息したときに全業種皆さんが元気に事業ができるようにとそういうことも含めると、本議案はその趣旨に沿っているものだと思います。

(澤田浩二郎議員) 財産区としていかにこの新型コロナウイルスに対する救済をすることができるのかということを考えた時に、駒井議員が提案されたように、精いっぱい財産区が区民の一部でも守つていいくということについて、私は協力していかなければならぬと思つております。

(木下哲三議員)

令和2年度豊岡市城崎町
湯島財産区特別会計補正予算(第1号)

令和2年度豊岡市城崎町
湯島財産区特別会計補正予算(第2号)

補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による、収入の大額な減少に対応するためのもので、歳入予算についての財源変更のみを行うものです。温泉使用料では、3月から8月分の温泉使用料の人員の影響額として4400万4千円を減額し、温泉入浴料では、4月から8月分の一般入浴料の影響額として5801万円を減額し、合計で1億201万4千円の減額としています。

この減額に伴う財源措置としては、財政調整基金を7046万6千円、浴場整備基金を3154万8千円、それぞれ取り崩し、温泉使用料及び温泉入浴料の減額と同額を繰り入れるため増額により減収となる735万円を減額し、財政調整基金繰入金で

は、温泉使用料減額に伴う財源措置として、財政調整基金を取り崩し、同額を繰り入れるため、735万円を増額しています。

六月定例会

(6月17日)

令和2年度豊岡市城崎町
湯島財産区特別会計補正予算(第2号)

令和2年度豊岡市城崎町湯島財産区特別会計補正予算(第2号)は、賛成多数で可決しました。

は、温泉使用料減額に伴う財源措置として、財政調整基金を取り崩し、同額を繰り入れるため、735万円を増額しています。

6月の定例会では、次のように一般質問を行いました。
質問及び答弁の趣旨は区議会広報委員会で編さんされたものです。

しつもん

さとの湯は他浴場と比べて軽視されているのではないか

問 木下議員

看板の大きさ、文字の大きさについて。他浴場の看板は約1・7メートル、1文字約60センチに対し、さとの湯は約30センチの看板、その中に1文字約3センチの表示だが問題はないのか。のれんの有無について。さとの湯はなし。他浴場は入口いっぱいにのれんがかかるている。問題はないか。

浴場名称について。「さとの湯」の名称が条例にないが問題ないか。

トレイについては、城崎温泉駅のトイレを新しくするにあたり、城崎の地元のほうから寄付によって800万円を出すから、外湯の営業日数の増加については、過去の「さとの湯」の時間延長や「御所の湯」の長期に渡る休業の状況をみてても入浴者数に大きな影響がないことや、人員確保、管理運営上の状況を

答 中貝市長

看板の大きさは「景観に合っているのかどうか」それに尽きると思います。もし今

さとの湯の看板が著しく風景を阻害しているということであれば検討させていただきたいと思いますが、単に大きさがどうかということではないと思います。のれんについても同様です。

問 堀谷議員

コロナ禍による入浴者数減少が、財政に大きなダメージをえています。地域経済回復における外湯の扱いは、入浴者数だけでは計り知れないほど大きいと考える中、営業日日数の見直しを求める。ランニングコストが大きいさとの湯の営業日も含めて、城崎町湯島財産区営温泉浴場の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の改正による休湯日の見直しを求める。

答 中貝市長

とした。豊岡市としては、もつともな意見であると言えました。しかしトイレ改修にかかる財源はなくなってしまったので、行革の観点から合理化を図るべきとして、さとの湯のトイレを廃止したという経緯があります。ですのでさとの湯のトイレを復活させるのは難しいと考えております。

外湯営業日数と休湯日を見直しについて

湯の華だより

考慮すると困難であると考えます。結局のところ城崎温泉において、外湯の営業日数を見直したとしてもお客様の増加にはつながないと考えております。

次に外湯の休湯日についてですが、現在の休湯日は平成21年4月1日から基本的に平日週1回休むこととしています。その理由として、清掃、消毒作業、設備の修繕等を定期的に実施したい点と人員配置の問題が挙げられます。その中での工夫といふことで収容人員の少ない「まんだら湯」と「柳湯」、収容人員の多い「一の湯」と「御所の湯」を組み合わせて設定しております。また地域的なこと、比較的祝日になることが多い月曜日を「さとの湯」の休湯日に設定いたしました。

休湯日の変更については、現在の休湯日を設定した経緯や地域住民への影響等を十分に考慮したうえで、慎重に判断すべきであると考えております。

委員会のつづき

温泉 常任委員会

5月15日

▼外湯入浴者数について

4月の入浴者数について報告を受けました。

新型コロナウイルスの影響で全体では70%以上の減、日帰りは88%減、宿泊は90%減と非常に大きな打撃を受けているとの事でした。

また、5月に関しても城崎温泉旅館協同組合加盟旅館すべてが休業するので宿泊はゼロで、外湯においても豊岡市民以外の入浴客を制限しているので日帰りもほぼ100%に近い減少となりさらに深刻な状況となる見込みであるとの事でした。

▼外湯入浴ICカード発行状況について

昨年10月のシステム改修による外湯でのチャージ機能については大きなトラブルもなく順調に稼働しているとの報告を受けました。

また、市民入浴券についても2月3日からインターネット上でICカードの発行申請が可能になりました。

▼浴場業務受託者の条件面の検討について

2月3日からインターネット上でICカードの発行申請も含めて週になり、窓口申請も含めて週に数件の申し込みがあり、新聞・

広報等の掲載直後に申請数が増えるとの報告を受けました。

引き続き、今後利用者が増加するよう広くPRする事を要望しました。

▼浴場清掃業務委託について

株式会社環境システム社と業務委託契約をして約1ヶ月半経過した現況について確認しましたが、大きなトラブルもなく、まだ「作業仕様書」を作成中で改めて提出予定であるとの報告を受けました。

▼新型コロナウイルス感染症対策について

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の為の緊急事態宣言により急遽4月17日(金)～5月6日(水)までのさとの湯、柳湯、まんだら湯を臨時休業した。従来であればその間の清掃員の労務管理、人事管理等が一番の課題であったが、この点に関しては非常にメリットがあるよう思われたとの報告を受けました。

総務財産 常任委員会

4月20日、6月2日

▼大見塚受水池・配水池改築工事にかかる区有地売却について

大見塚受水池・配水池の改築にあたり一部区有地にかかるることで、水道課より買収したい旨の申し出があったと報告を受けました。

総務財産常任委員会 調査報告

1 調査事件

御所の湯天井木部の落下事故因調査

2 調査理由

令和元年8月4日に発生した御所の湯天井木部の落下事故における原因を調査し、責任の所在を明確にするとともに、今後の外湯の維持管理をするうえでの反省点を見出す事。

3 調査の概要

当局より、御所の湯の建設に

御所の湯について
ついては入札により4月10日契約、7月8日までの契約期間となつているとの報告を受け、引き続き早期の復旧・再開に向かって対応を依頼しました。

▼新型コロナウイルスによる外湯休業中の人員管理について

外湯休業中の職員の配置や給与面について当局の対応を伺った。当局に対応しては、雇用調整助成金の活用や経費の節減に努めるように申し入れをした。

▼御所の湯における天井木部落下事件の原因調査について

当委員会に付託されている事件について聞き取り調査を基に報告書(案)を作成し内容を協議した。各委員から出た意見を調整反映し委員会として報告書を採択、議会へ答申した。

▼御所の湯における天井木部落下事件の原因調査について

について基本料金を半額にすることで意見の一一致を見た。

湯の華だより

4 調查內容

当局より提出された資料から
は、建設時の当局と設計士など
とのやり取りが十分につかめず
当事者に対するヒアリングを行
う。

5 調査結果
ているわけではないこと。当局から
の修繕依頼に対しても個々の事案として、当局の指示に従つ
てることを確認。

メンテナンスについて、設計段階より設計士から指示があつたにもかかわらず計画的に行つておらず、歴代の職員に対しても維持管理についての情報伝達がされていない。

た。また、完成後の修繕や維持管理に関する取り決めや手順が定められておらず、設計士などに確認するなど必要な措置が取られなかつたことで盲目的な対応に終始したことによる問題がある。この間、議会としても浴室の換気問題など把握はしていたが、当局の対応に満足し主体的に問題を取り上げなかつた点が反省点としてあげられる。

調査を行い解明に努めてまいりました。事件発生に至るまでの過程において、未然に防ぐ機会があつたにもかかわらずここに至りましたことは、議会としての監視機能を十分に果たせていました。引き続き区民皆様の付託に応えるべく邁進してまいりますので、ご理解・ご協力をお願ひ申し上げます。

国民のみなさまへ

また、完成後の換気に関する修繕については当局から質問などはなく、関与していない事実を確認。浴室への木材の使用についても、メンテナンス次第では50年100年と持つ事例もあり、設計自体に問題はないとの認識。

(建設会社)

仕様書に基づき、自社にて木材を但東町より調達し、乾燥を行っている事。また、使用に際しては含水率の基準を基に使用しているが、問題ない状態であった。

完成後の修繕にすべて関わった。

浴室内の改修の際に木材の腐食が見つかるなど、事故発生までにおいて防止するための調査などをする機会が何度もあったが、建物全体の維持・管理に対する意識が希薄で個々の修繕対応に終始していた。

異動に伴う業務引き継ぎの充実による職員の危機管理意識の醸成に努められたい。
←6月定例会にて賛成多数で採択されました。



外湯入浴者数（4月～6月）

	券種	R 01	R 02	対前年比		券種	R 01	R 02	対前年比
日帰り	一般入浴券	38,181	6,787	▲ 82.22%	その他	住民入浴券	21,718	22,691	4.48%
	一日入浴券	43,507	4,914	▲ 88.71%		市民入浴券	7,375	9,127	23.76%
	家族入浴券	100	12	▲ 88.00%		帰省者・介護者入浴券	1,729	1,063	▲ 38.52%
	小計	81,942	11,713	▲ 85.71%		優待入浴券	32,917	29,875	▲ 9.24%
宿泊	契約入浴券	225,017	22,452	▲ 90.02%		小計	63,739	62,756	▲ 1.54%
	延長入浴券	899	廃止	皆減					
	小計	225,916	22,452	▲ 90.06%	合計		371,597	96,921	▲ 73.92%